

第4章 犯罪被害者支援団体アンケート調査

本章では、犯罪被害者支援団体の代表者及び支援員・相談員に向けたアンケート調査結果を示していく。アンケート調査には、全国59の犯罪被害者支援団体及びに164名の支援員・相談員から回答をいただいた。

4-1 代表者向け調査

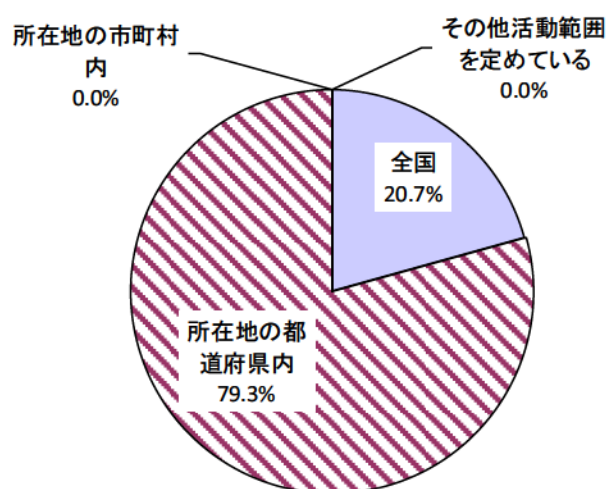
代表者向け調査結果を団体概要、活動実態、運営上の課題・支援ニーズの3つの視点から集計・分析する。

4-1-1 団体の概要

(1)活動範囲

各支援団体の地理的な活動範囲としては、「全国」とする回答が12団体(20.7%)、「所在地の都道府県内」との回答が45団体(79.3%)となっている。

図表 4-1 団体の活動範囲 (n=58)

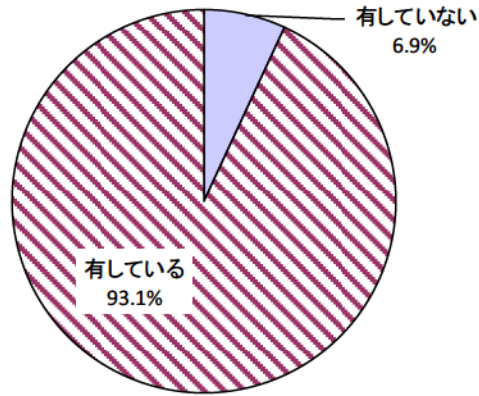


(2)法人形態

①法人格の有無

法人格の有無に関しては、「有している」との回答が54団体(92%)、「有していない」との回答が4団体(7%)となっている。前章での被害者団体調査結果と対照的に、法人格を有している団体が多数を占めている。

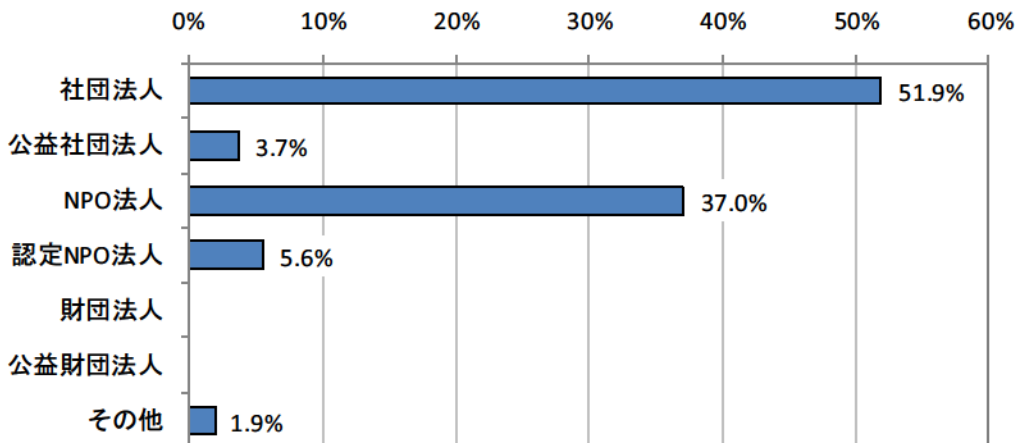
図表 4-2 法人形態の有無 (n=58)



②法人格の形態

法人格を「有している」団体に対して、その形態をたずねたところ、「社団法人」との回答が最も多く 28 団体 (51.9%)、次いで「NPO 法人」20 団体 (37.0%)、「認定 NPO 法人」3 団体 (5.6%)、「公益社団法人」2 団体 (3.7%) となっている。「その他」の 1 団体 (1.9%) には「株式会社」が該当する。

図表 4-3 法人格の形態 (n=54)

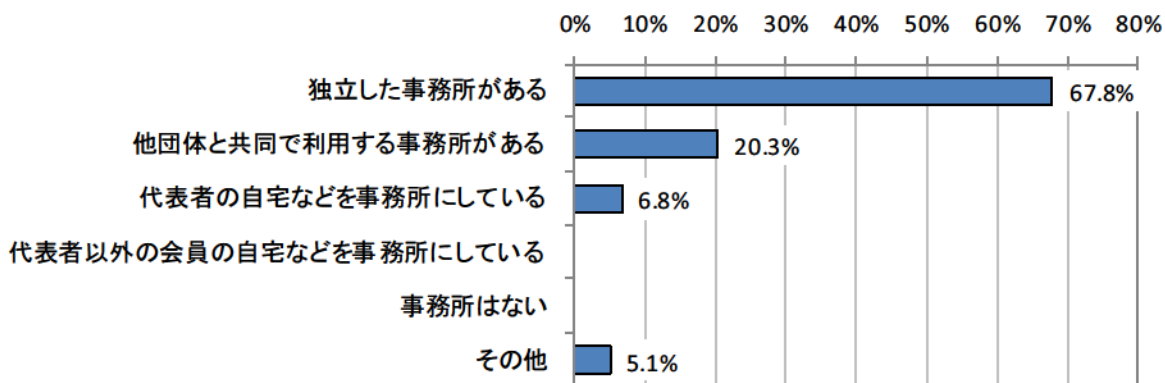


(3)事務所形態

事務所の形態としては、「独立した事務所がある」との回答が 40 団体 (67.8%)、次いで「多団体と共同で利用する事務所がある」が 12 団体 (20.3%)、「代表者の自宅などを事務

所にしている」が4団体(6.8%)となっており、「事務所はない」との回答は見られえない。「その他」3団体(5.1%)の回答には、「県内独立事務所」、「代表者が賃借する法律事務所を無償で利用している」、「公共施設(行政財産使用許可)」が含まれている。多くの団体で、独立もしくは共同利用の事務所があり、活動拠点となっている状況が読み取れる。

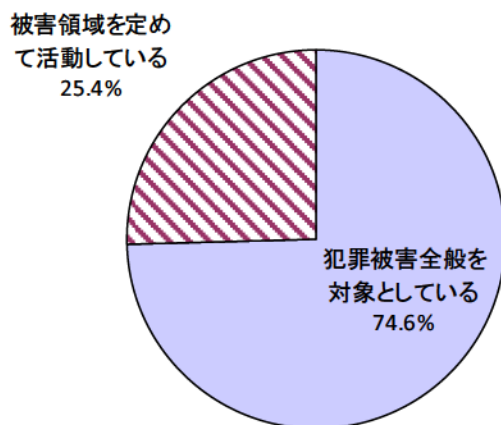
図表 4-4 事務所の形態 (n=59)



(4)活動領域

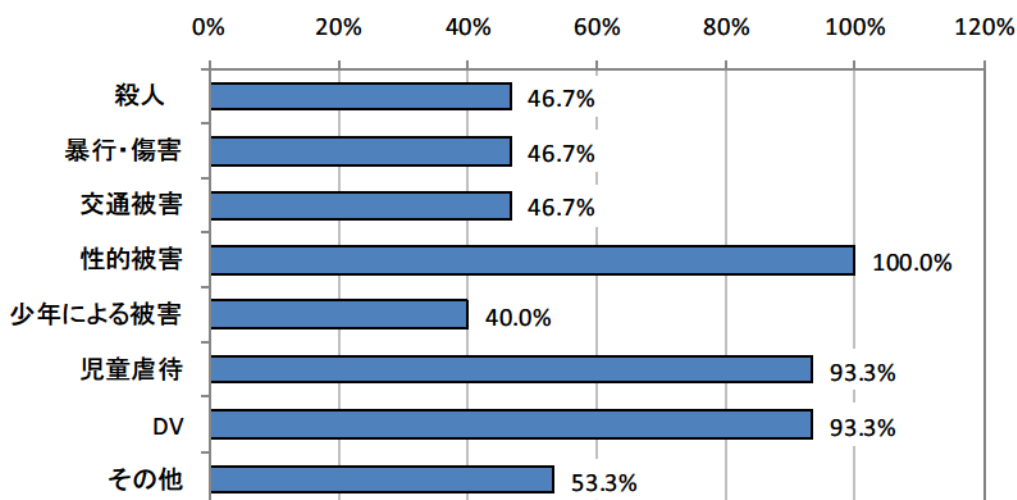
団体が活動対象としている被害領域としては、「犯罪被害全般を対象としている」との回答が44団体(74.6%)、「被害領域を定めて活動している」が15団体(25.4%)となっており、前章の被害者団体調査と対照的に、被害者支援団体では、犯罪被害全般を対象領域に活動を行っていることがうかがえる。

図表 4-5 活動対象としている被害領域 (n=59)



被害領域を定めて活動している 15 団体に対して、その被害領域をたずねると、「殺人」7 団体、「暴行・傷害」7 団体、「交通被害」7 団体、「性的被害」15 団体、「少年による被害」6 団体、「児童虐待」14 団体、「DV」14 団体、「その他」8 団体となっており（複数回答あり）、性的被害、児童虐待、DV 等の被害領域を扱う団体が多いことがうかがえる。その他の回答としては、強盗、振り込め詐欺等の財産犯、セクシャルハラスメント、ストーキング等の主に女性に対する犯罪や、誘拐、監禁、人身売買等の犯罪との回答があった。

図表 4-6 活動対象としている被害領域 (n=15)



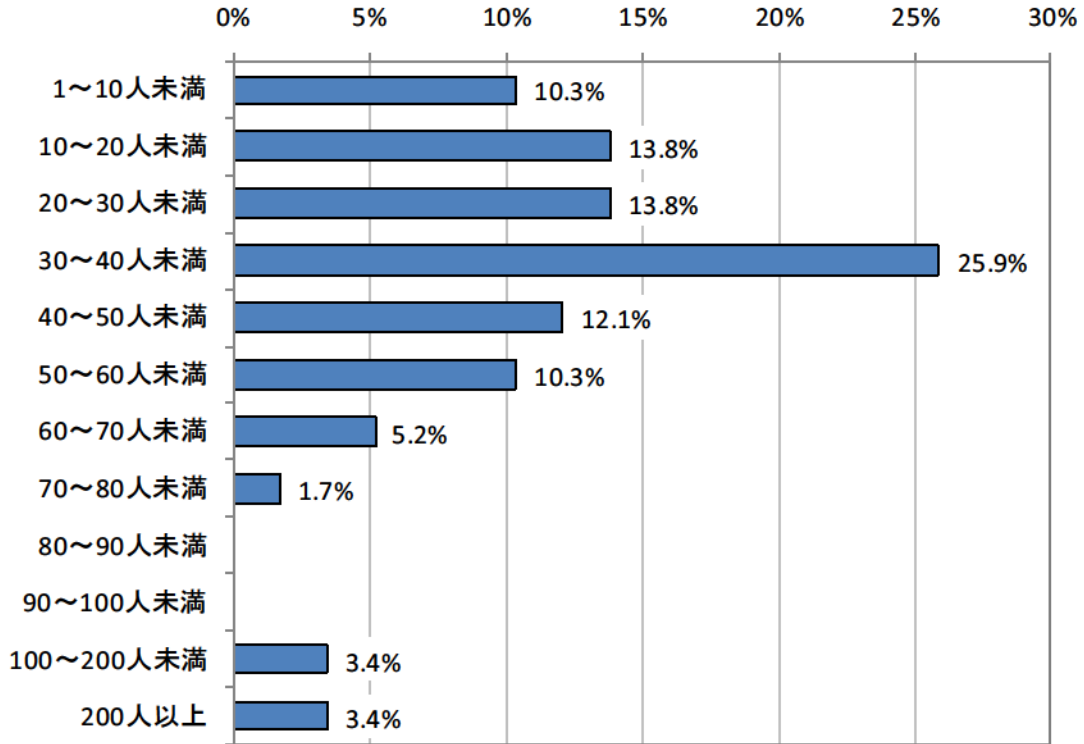
?

(5)メンバー数・構成

①メンバー数

団体に所属するメンバー数（常勤職員数＋非常勤職員数＋ボランティア数。平成 21 年 9 月 1 日現在）としては、100 人未満の団体が 93.2%であり、大勢を占める。中でも「30～40 人未満」が 15 団体（25.9%）と最も多く、次いで「20～30 人未満」、「10～20 人未満」がそれぞれ 8 団体（13.8%）、「40～50 人未満」が 7 団体（12.1%）となっており、50 人未満とする団体が 3/4 を占める。なお、回答 59 団体の平均値は 62.0 人である。

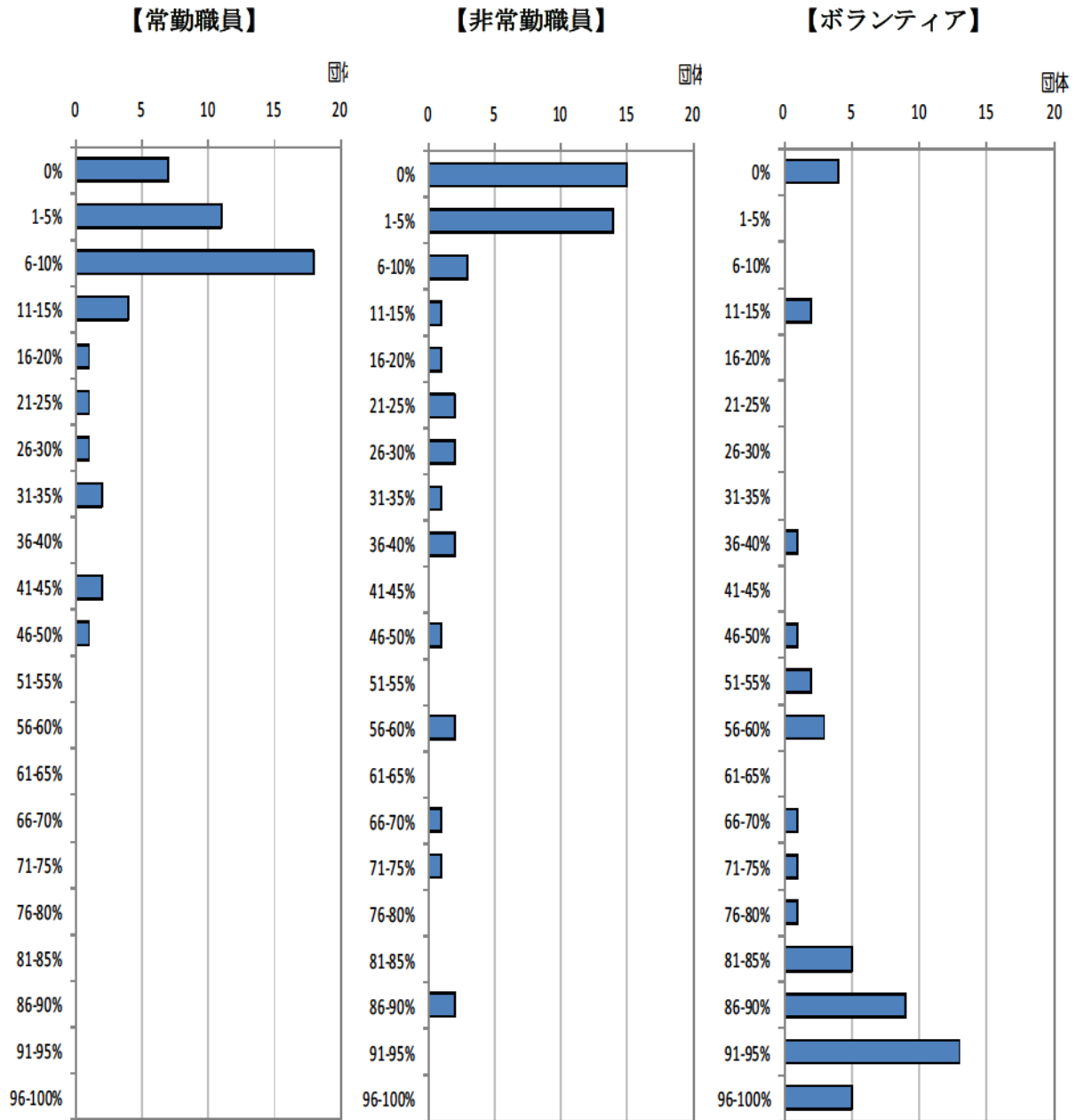
図表 4-7 メンバー数 (n=59)



②常勤職員／非常勤職員／ボランティア構成

メンバー総数、常勤職員数、非常勤職員数、ボランティア数のすべてが明らかな 48 団体について、常勤職員、非常勤職員、ボランティアの構成比を求めたところ、常勤職員の構成比は 10%以下が 36 団体 (75.0%)、非常勤職員も 10%以下が 32 団体 (66.7%) と多い一方で、ボランティアの構成比は 81%以上が 32 団体 (66.7%) となっており、団体活動が一部の常勤・非常勤職員と、多くのボランティアに支えられている様子がうかがえる。なお、回答 48 団体の平均値は、常勤職員数 3.42 人、非常勤職員数 4.56 人、ボランティア数 16.02 人となっている。

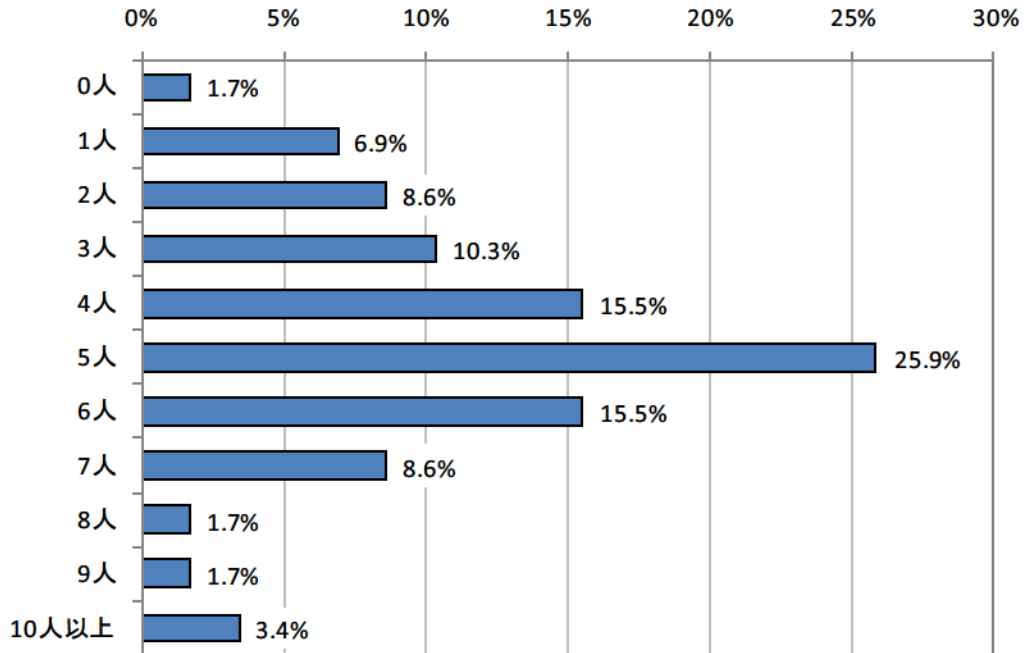
図表 4-8 常勤職員、非常勤職員、ボランティアの構成比率の分布 (n=48)



③平均在所人数

事務所に、1日当たり平均するとどのくらい的人数が在所しているかについてたずねたところ、「5人」との回答が最も多く15団体(25.9%)、次いで「4人」、「6人」が9団体(15.5%)ずつであり、4~6人が平均的な事務所在所人数ということが出来る。なお、回答58団体の平均値は4.1人である。

図表 4-9 平均在所人数 (n=58)



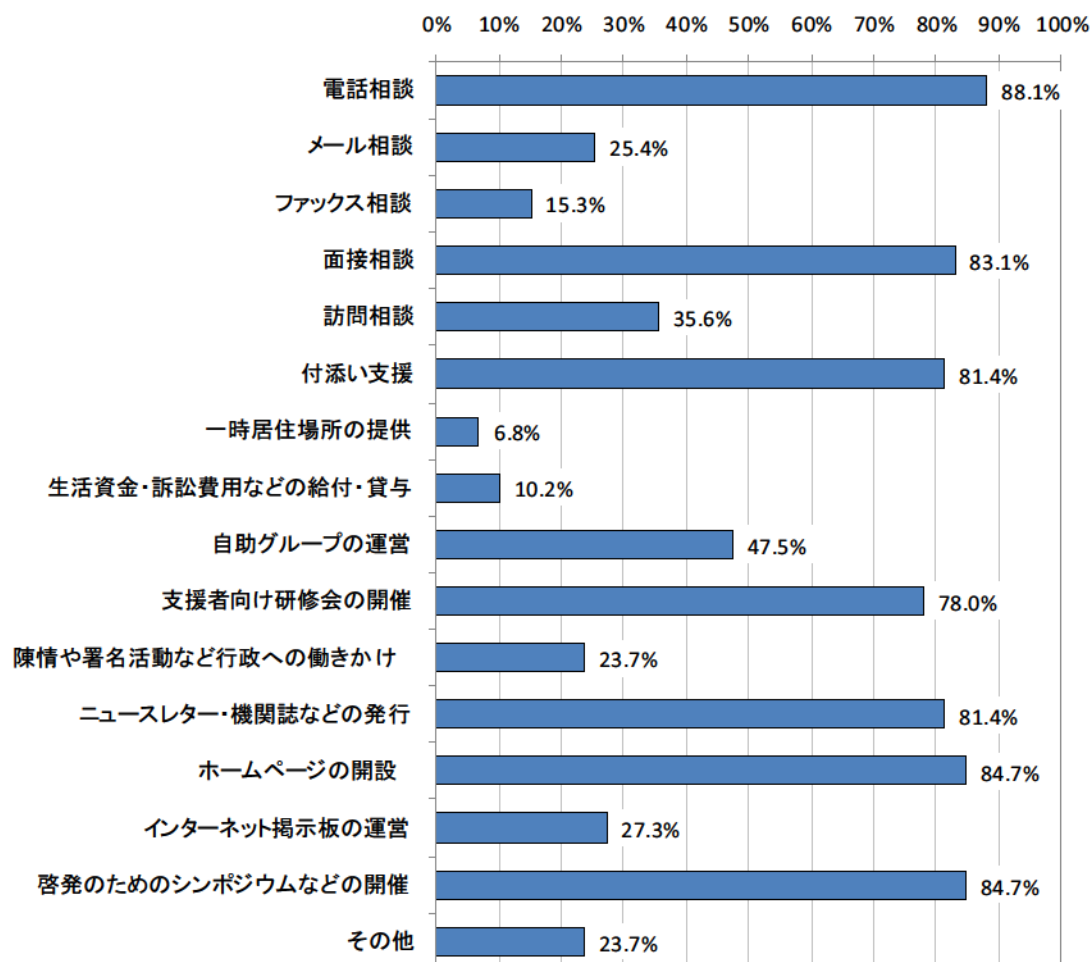
4-1-2 団体の活動実態

(1)活動項目

59団体に、団体で実施している活動項目をたずねた。相談業務としては、「電話相談」が52団体(88.1%)、「面接相談」が49団体(83.1%)と8割以上の団体で実施されているのに対し、「メール相談」は15団体(25.4%)、「ファックス相談」は9団体(15.3%)となっている。一方、「訪問相談」が21団体(35.6%)となっている。

直接支援項目としては、「付添い支援」が48団体(81.4%)で実施されているが、「自助グループの運営」では28団体(47.5%)と半数を切り、「陳情や署名活動など行政への働きかけ」は14団体(23.7%)、「生活資金・訴訟費用などの給付・貸与」は6団体(10.2%)、「一時居住場所の提供」は4団体(6.8%)であった。

図表 4-10 団体で実施している活動項目 (n=59)



支援員に対する教育については、「支援者向け研修会の開催」が46団体（78.0%）で実施されている。

団体活動の広報、支援の社会啓発については、「ホームページの開設」が50団体（84.7%）、「啓発のためのシンポジウムなどの開催」が50団体（84.7%）、「ニュースレター・機関誌などの発行」が48団体（81.4%）で実施されており、各団体とも広報・啓発活動へ取り組んでいる様子がうかがえる。また、「インターネット掲示板の運営」は9団体（27.3%）で実施されている。

「その他」と回答している14団体からは、社会啓発のための講習会（DV被害者対象講座、DV被害女性と子ども達のつどい、デートDV防止のための学校での授業被害者のためのサポートグループ、遺族が学校に出向いて行う命の授業、講演会、各種研修会への参加、講師派遣等）、社会啓発イベント（チャリティバザー、チャリティコンサート、キャンペー

ン活動、ボランティアセミナー、映画上映等)、付添支援以外の直接的支援(代理傍聴、他機関との連携調整等)、団体活動の広報(広報物の配布)、出張活動(出張相談会、出前講座、手紙相談)、その他(委員会活動、裁判所への意見書提出等)が挙げられている。

(2)活動実績

上記活動に関する、アンケート調査回答 59 団体の平成 20 年度の活動実績については下表の通り。

図表 4-11 団体で実施している活動項目

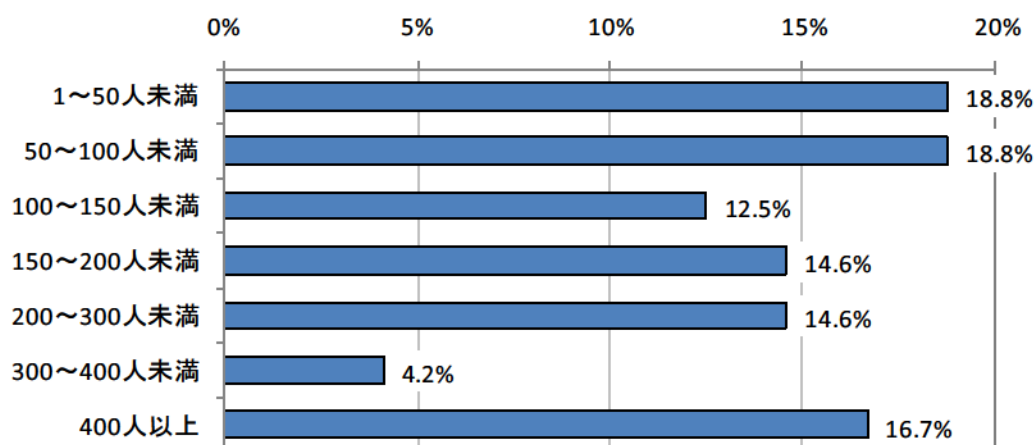
活動内容	活動実績(平成20年度)										
		平均値	最大値	最小値		平均値	最大値	最小値			
電話相談	相談者実人数	218.6	1,029	0	人	相談延べ件数	1,109.4	42,744	0		
		9.5	53	1			17.5	137	1		
		5.5	30	1			9.0	48	1		
メール相談	相談者実人数	251.3	9,472	1	人	相談延べ件数	102.1	1,138	1		
		4.9	17	1			8.7	27	1		
		228.3	9,472	1			35.6	252	1		
ファックス相談	相談者実人数	21.5	58	1	件	入居者延べ人数	20.7	58	1		
		1,620,151.5	6,358,246	10,000			円	給付者延べ人数	80.5	304	1
		8,913,500.0	16,927,000	900,000					73.0	73	73
9.0	22	1	回	参加者延べ人数	49.3	180			0		
14.6	56	1			252.7	1,400	5				
10.5	62	1									
面接相談	相談者実人数	3.5	17	1	回	更新回数	33.5	999	1		
		12.8	450	1			回	参加者延べ人数	1,129.5	20,000	24
		228.3	9,472	1							
4.9	17	1									
訪問相談	相談者実人数	228.3	9,472	1	人	付添延べ件数	35.6	252	1		
		21.5	58	1							
		1,620,151.5	6,358,246	10,000							
一時居住場所の提供	実施件数	21.5	58	1	件	入居者延べ人数	20.7	58	1		
		1,620,151.5	6,358,246	10,000							
		8,913,500.0	16,927,000	900,000							
生活資金・訴訟費用などの給付・貸与	給付総額	1,620,151.5	6,358,246	10,000	円	給付者延べ人数	80.5	304	1		
		8,913,500.0	16,927,000	900,000							
		9.0	22	1							
自助グループの運営	開催回数	14.6	56	1	回	参加者延べ人数	252.7	1,400	5		
		10.5	62	1							
		3.5	17	1							
支援者向け研修会の開催	開催回数	33.5	999	1	回	更新回数	33.5	999	1		
		12.8	450	1							
		228.3	9,472	1							
啓発のためのシンポジウムなどの開催	開催回数	12.8	450	1	回	参加者延べ人数	1,129.5	20,000	24		
		14.6	56	1							
		10.5	62	1							

(3) 支援を提供した被害者及びその家族の数

① 実人数

団体が、平成 20 年度に上述の活動を含む何らかの支援を提供した被害者及びその家族の実人数は、「1～50 人未満」、「50～100 人未満」との回答が 9 団体（18.8%）ずつ、「400 人以上」が 8 団体（16.7%）、「150～200 人未満」と「200～300 人未満」が 7 団体（14.6%）となっている。回答 48 団体の平均値は、224.5 人となっている。

図表 4-1 2 支援を提供した被害者及びその家族の実人数 (n=48)



② 被害領域別内訳

活動領域として「犯罪被害全般を対象としている」と回答した 44 団体について、上記の支援を提供した被害者及びその家族の実人数について、被害領域別の大まかな内訳をたずねたところ、下表のような結果となった。「その他」（詐欺、ストーカー、器物破損、財産犯、医療過誤、消費生活関連、職場や家庭のトラブル等）が最も多く、次いで、「交通被害」、「性的被害」、「暴行・傷害」等となっている。

図表 4-1 3 被害領域別、支援を提供した被害者及びその家族の被害領域の内訳 (比率)

	回答件数 (n)	平均 (%)	最大 (%)	最小 (%)
殺人	41	8.0	69	0
暴行・傷害	51	11.4	27	0
交通被害	46	16.8	84	0
性的被害	47	12.9	38	2
少年による被害	26	4.6	30	0
児童虐待	34	4.2	80	0
ドメスティック・バイオレンス (DV)	49	11.1	90	0
その他	47	48.2	100	1

(4)注力している活動

団体が力を入れている活動、団体ならではの活動としては、団体の広報活動、社会啓発活動等の広報・啓発活動が多いのが特徴的である。次いで、相談・直接支援、心理的ケア／カウンセリング、自助グループ、裁判支援、多機関連携、金銭支援、危機対策等の支援活動の充実が挙げられている。

図表 4-14 注力している活動

	回答内容
団体の広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談・支援件数が少ない理由のひとつにセンターの知名度の低さがあると思うので、まず知ってもらうことを優先とした広報活動に努めている。 ● センターの存在を県民に広く周知するための広報啓発活動。 ● 当センターの認知度が低いため、支援が必要でも全員が行動に移せていないと思う。多くの人にセンターの存在を知ってもらうことで、被害者のニーズに応じた支援が可能となってくると思う。 ● 本県は地域が広い上、活動年月が未だ浅いことから活動の周知、浸透を図るための活動が必須であると考えている。 ● 活動、電話相談件数が20年度は極端に減少していることから、一般市民を対象とした講演会、研修会を19回程実施した。 ● また設立3年目でまだまだ認知度が低いので広報活動にも力を入れたい。 ● 広報宣伝～地元紙誌3種類へ掲載、路線バス掲示、ダイレクトメール送付。 ● 設立後まだ4年目ということもあり、認識不足の面を補うため、広報啓発活動に力を入れている。 ● 広報啓発活動、賛助会員募集活動。 ● 多くの理解者を得るための広報啓発活動（財政基盤確立）。 ● 被害者支援についての広報、啓発活動と相談電話番号の周知、徹底活動・相談活動から直接支援活力、自助グループ活動の活発化。
社会啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 県警及び市町内会の協力による講演会等のチラシの回覧（開催会場地域を中心に） ● 被害者支援について広く知ってもらうため、広報啓発活動に力を入れている。例としては、大学、専門学校、高校等での講演、街頭広報活動。 ● 広報・啓発活動 被害者支援講演会を年3回開催、うち1回は県都大分市で、他2回は地方都市で開催、県内くまなく啓発を行う計画 ● 犯罪被害者遺族が中・高校に出向いておこなう「命の授業」（犯罪予防）（県・県警・県教委・NPOの協働事業）。 ● 高校生を対象にした「命の大切さ」講座や、中学生を対象にした「私達に出来ること」の出前授業を通して、子供達を加害者にも被害者にもしない啓発活動を行っている。 ● 生命のメッセージ展の開催を通じた被害者遺族の心のケア、被害者の人権の啓蒙。 ● 中学・高校生を対象とした「心と命」の大切さを培う学校巡回講演活動。 ● 年1回開催するチャリティコンサートでは、スポーツ選手や有名人からもグッズの提供をうけ、多数の来場者に対し、コンサートを通じて犯罪被害者等

	<p>の現状、支援の重要性を訴えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● デート DV 防止授業を学校と協力して行っている。DV 加害者対策の勉強会、DV 被害者支援、性被害者への支援と性被害者自助グループ支援。
相談・直接支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話相談、面接相談、付添い支援。 ● 相談業務、直接支援 ● 従来は電話相談が中心であったが、昨年度から殺人・強盗事件等のご遺族、被害者への付添い、特に公判傍聴支援、マスコミ対応等に力を注いだ。 ● 電話・面接相談業務の強化、直接的支援活動の強化、自助グループの拡大。 ● 相談活動、直接的支援活動に重点を置いている。 ● 相談事業及び直接支援事業。 ● 早期援助団体制度に伴う事件直後からの直接的支援。 ● 電話相談、面接相談、カウンセリング、直接支援、他機関と連携しての支援。
心理的ケア／カウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> ● ドメスティック・バイオレンス被害者に対する心理的ケア。 ● カウンセリング（臨床心理士5名在籍している）。 ● 相談活動開始以来培ったカウンセリング理論とその実践に据えて電話面接による心のケア、直接支援活動等を敏速に丁寧にと心掛け、また週1回、札幌弁護士会の協力により無料法律相談を実施している。 ● 犯罪被害者支援専門の精神科医及び臨床心理士による精神的ケア。 ● 暴力被害を受けた女性の心理的回復のための個人カウンセリング、社会啓発。 ● フェミニストカウンセリングによる心理的援助。
自助グループ	<ul style="list-style-type: none"> ● DV 被害者のサポートグループ（指定された時間に予約なしで参加可能。同じ悩みを持つ方々が集まり、語り合う。ファシリテーターが情報提供を行う）。 ● 遺族による遺族支援（仲間サポート・ピアサポート活動（例：JR 岡山駅事件ほか3件））。 ● 交通事故の自助グループを立ち上げ、定例会を開き、回を重ねている。 ● 自助グループ活動を活発に行っている。相談員と自助グループの意見交換会を開催し支援のヒントにしてもらう。検察庁との意見交換も年1回行っている。 ● 地域での遺族の長期的支援グループワーク勉強会、分かちあいの会開催。
支援員の研修	<ul style="list-style-type: none"> ● 件数の増加や早期援助団体の指定に備えて支援活動員の研修も重視している。 ● 活動員の知識・技能の向上のための研修活動。 ● 被害者への間接的・直接的な支援活動、充実した支援を行う支援活動員養成の研修。 ● 教育研修～ミニ研修（月2回開催...事例研究、ワークショップ、自由討議） ● 支援者の継続的な研修に力を入れている。
特定テーマの活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 性暴力被害者の電話相談（週に1回）、出版、公開講座（年4回）。 ● 女性への暴力に関する支援、心理的（カウンセリング）援助と並行して具体的付き添い支援を行うこと（アドボケイト・ソーシャルワーク的支援）。 ● シェルター運営、DV 法に基づく保護命令申立お手伝い。 ● 現在は、性暴力、性虐待の被害実態の啓発、根絶、法制度整備に取り組んでいます。
裁判支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 希望により、できる限り詳細な傍聴人メモを作成し、発送している。 ● 法テラス、検察庁との連携による支援が増えてきているので、被害者参加裁判の支援(直接的支援)に力を入れたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判等の弁護士との話し合いへの付添いや意見書作成や公判での証言等のアドボケート活動（全国各地から依頼がきている）。 ● 被害者参加制度勉強会（マスコミ等への提言）。
多機関連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 当センター、警察本部、宮崎県弁護士会 3 機関による支援会議の設置と被害者の支援活動（現時点においては、同活動は、本県のみ） ● 直接支援、特に弁護士との連携、行政への橋渡し。 ● 直接的支援活動。特に最近では行政等との連携が重要となっている。
金銭支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急支援金の貸出（無利息）。 ● 直接支援・経済的支援活動が特徴。
危機対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害者や家族及び遺族への防犯ベルの供与 ● 事件直後の被害者（特に性被害者等）への携帯電話の貸与
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期援助団体指定に向けた取組み、公益社団法人認定に向けた取組み ● 当県では親族間における殺傷事件が全殺傷事件の半数近く発生していることから、これらの被害者・遺族に対する支援を多く実施している。 ● 殺人事件被害者遺族に対する掘り下げた支援、民間団体しかできないきめ細やかな支援、命日訪問、司法制度に対する説明、他の事件の裁判傍聴、自宅へ出向いてのカウンセリング。 ● 人権確保と質向上のための各研修会の充実、共通カリキュラムの作成、早期援助団体認定のための諸活動。

(5) 財政的な理由からできないまたは十分できない活動

財政的な理由から、できないまたは十分できない活動としては、相談業務等の対応時間の拡大、対応地域の拡大に関する回答が非常に多い。次いで、ボランティアへの支払い、組織体制の整備／職員の待遇の改善、現在実施している活動の充実、現在実施できていない活動の実施、研修・人材育成、広報活動、金銭支援・補助等が挙げられている。

図表 4-15 財政的な理由からできない活動

	回答内容
対応時間の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話、面接相談の曜日（土・日曜日でも対応）、時間の拡大。 ● （特に早期援助団体指定後の）直接支援時間の確保、拡大か。 ● 相談員を増やして相談時間を増やす、付き添い支援、裁判支援。 ● 財政的理由から、実質的に動ける支援員の数を増やすことがなかなかできない。もし、もっと支援員がふやせたら、件数、対応時間等も拡大できる。家事支援等、さらに依頼人の要望に沿うことができるようになる。 ● 現在、木・土曜日の 2 日間のみ相談業務を行っているが、予算措置ができれば週 4～5 回としたい。 ● 平日の電話相談（人的体制に余力があれば）。 ● 心理面接相談・対応時間の拡大。 ● 性被害を受けやすい夜間の相談が可能ならばと思い、現在助成金申請をして、夜 7～9 時の相談を受けたいと思っている。 ● 対応相談電話時間の拡大（土・日・祝できれば 24 時間）のための人件費。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 月 1 回で実施している法律相談、カウンセリングについて、時間や日数を増やすため、複数の弁護士と臨床心理士を確保し、相談者の実情に応じ柔軟に対応したい。 ● 警察や病院等への付添い支援における対象者や対応時間（夜間対応等）の拡大。 ● 相談員、支援員を増やし活動日や対応時間を拡大。 ● カウンセリングの対応時間の拡大（留守電受信、月 40 件平均となっている）。
対応地域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ● 上越・中越・下越（新潟市以外の例えば〇〇〇）での自助グループの立ち上げ。 ● サポートグループとして、地域に出向いて各地で活動する。 ● 直接支援の拡大（県内全域に支援へ行ける等）。 ● 当センターの所在する鹿児島県は数多くの離島を抱えておる。また、財政的に脆弱であるため、その地域の被害者等から求められる直接的支援（付添い支援等）や法律相談、心理カウンセリング等に十分に対応ができない（当面の課題）。安定した財政基盤が確保できれば、支援体制の充実が図られ、上記支援活動も可能になるものと思料する。 ● 付添いや面接支援を行う際、距離的な問題がある場合はなかなか十分な直接的支援ができにくい（交通費、支援にかかる経費等）。 ● 県内全域における支援活動を拡充するための体制強化拠点（施設）の確保、危機介入のための機動力と体制の充実。 ● 県域（対象地域）が広く、大きく 4 地区に分かれる。被害者等の必要な支援のためにその負担を被害者等に課してはいけない。現在 1 拠点、1 支所（委託窓口）のところを 4 地区に広げたい。4 地区に分けて相談員・支援員の募集、対応もしやすくなる。 ● 支所の設置、夜間対応。
ボランティアへの支払い	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員はボランティアに頼っているが、時給又は謝礼はしたい。 ● 財政状況が許せば、ボランティア支援員に対しいくらかの日当的なものを支給したい。 ● 現在 50 名のボランティア相談員に協力を得て活動を行っているが、県内のどこから来ても 3 時間千円の交通費のみの支給である。1 時間 500 円程度の支払いをしたい。 ● スタッフに払う予算が少ないため辞める人もいる。 ● ボランティアの皆さんへの報酬。 ● スタッフへの給与の支払い。 ● 各支援センターへの資金援助（ボランティア支援員の確保）。
組織体制の整備／職員の待遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務担当者と別に支援活動を統括、アドバイスをする専門活動員の配置。 ● 直接支援員の増員、相談員の増員をはかり、今いる相談員等の負担を減らしたい。 ● ボランティアを 4～5 人位非常勤とすることにより、充実した直接支援ができる。 ● ボランティア活動の低迷下もあり、電話相談についても受理支援員に不足を生じている。よって財政状況が許せば、非常勤職員 1 名を雇用して専念させたい。

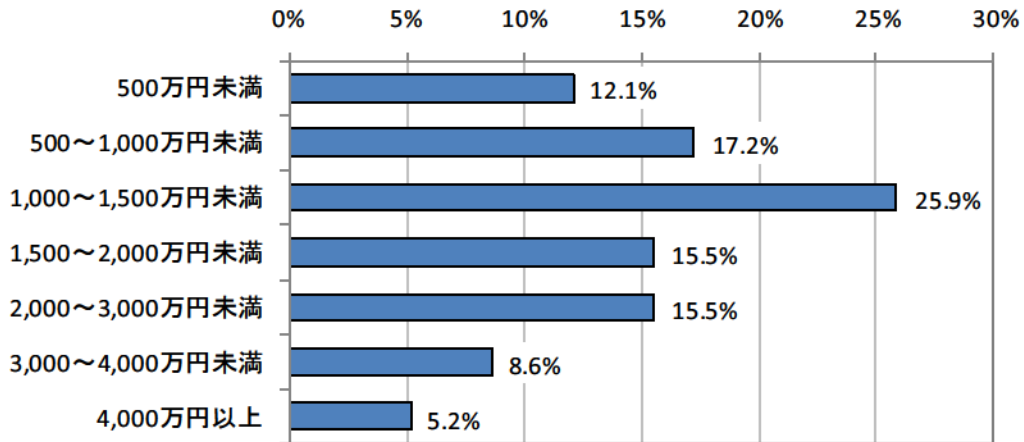
	<ul style="list-style-type: none"> ● 常駐員の確保と早期援助団体の指定獲得（有給非常勤職員の向上的勤務体制の確立）。
現在実施している活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接支援活動等のきめ細かい対応。 ● 付き添いが十分にできるための予算がないので、諦めることが多い。 ● カウンセリングの充実 ● 直接支援、生活支援（ボランティアでは制約が多く不可能）の拡大のための人件費。 ● 事件発生直後に警察と共に被害者方を訪問できるための法改正と対応職員の人件費。 ● 広報活動、研修参加費用、相談活動の充実・拡大のための人件費。
現在実施できていない活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次被害を受けている被害者へのメンタルヘルスケアのための自宅訪問、日常生活の支援、あるいは損害賠償請求等法的な救済を求める被害者遺族に対する弁護士、法テラスと連携したアドバイスを展開したい。 ● 全国に在住する参加メンバーによる各地域での自助活動の支援。
研修、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア、ピアサポーター養成講座（財政的裏付けと時間、人の余力があれば）。 ● 人的資源（コーディネーター、相談員、直接支援員等）の養成。 ● 支援員の確保と支援員の資質の向上。 ● 先進都県のセンターへの長期派遣による実地研修（具体的、実務的（実践的）な研修＝体験学習）。 ● 電話相談の的確さや、公正さのため、二人で聞けるようにモニター電話を取り付けたい。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ● マスメディアを活用した広報啓発活動。 ● 広報啓発活動に力を入れていきたい。テレビ、ラジオ等マスメディアを利用しての広報に力を入れていきたいと考えている。 ● マスメディアを活用しての広報活動・相談支援員の増員。 ● 社会への周知、共感を得るための広報啓発活動。
金銭支援・補助	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的に困窮している被害女性へのカウンセリング費用助成。 ● 被害者支援への緊急的な金銭給付・巡回被害相談所の開設。 ● 最低必要な生活資金の貸与（小額で良いと思う）。

(6)財政状況

①年間予算規模

団体の平成20年度の年間予算規模としては、10万円から約1.5億円までさまざまであるが、回答58団体の平均値は2,016万円である。「1,000～1500万円未満」との回答が最も多く15団体（25.9%）、次いで「500～1,000万円未満」が10団体（17.2%）「1,500～2,000万円未満」、「2,000～3,000万円未満」がそれぞれ9団体（15.5%）となっている。

図表 4-16 年間予算規模 (n=58)



②財源構成

財源構成も団体により多様であるが、「会員・賛助会員からの会費」、「行政からの補助金・委託費など」が中核的な財源として挙げられている。

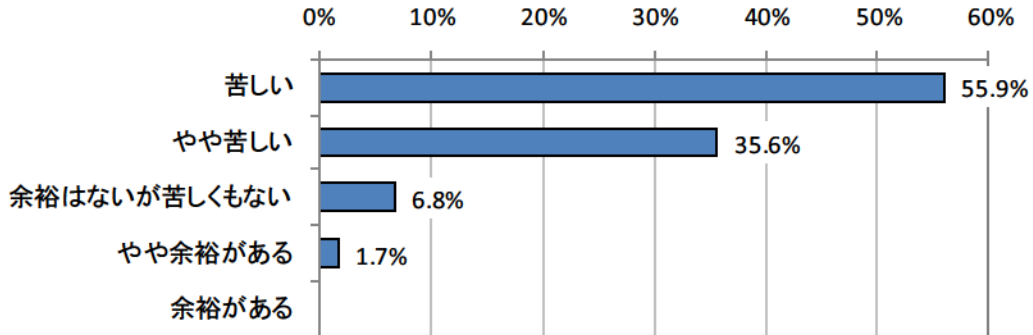
図表 4-17 財源構成

財源	0%	1～20%	21～40%	41～60%	61～80%	81～99%	100%
会員・賛助会員からの会費	3団体	21団体	20団体	9団体	3団体	1団体	1団体
個人や企業などからの寄付	8団体	37団体	9団体	4団体			
民間助成団体からの助成金	8団体	28団体	17団体	2団体	2団体	1団体	
行政からの補助金・委託費など	7団体	17団体	17団体	13団体	3団体	1団体	
その他	22団体	27団体	4団体		2団体		1団体

③財政状況

諸活動の運営にあたり、財政状況についてどのように感じているかをたずねたところ、「苦しい」とする回答が33団体(55.9%)、「やや苦しい」が21団体(35.6%)と多くなっており、両者で9割を超える。また、「余裕はないが苦しくもない」は4団体(6.8%)、「やや余裕がある」は1団体(1.7%)である。全体的に、厳しい運営状況がうかがえる。

図表 4-18 財政状況 (n=59)



④団体運営において負担の重い費用

財政状況が「苦しい」、「やや苦しい」と回答した団体に負担が重い費用について尋ねたところ、人件費、管理費、研修費、広報費、交通費等の回答が見られた。交通費やその他の活動費を団体メンバーの自己負担に頼っているとの回答もみられている。

図表 4-19 団体運営において負担の重い費用

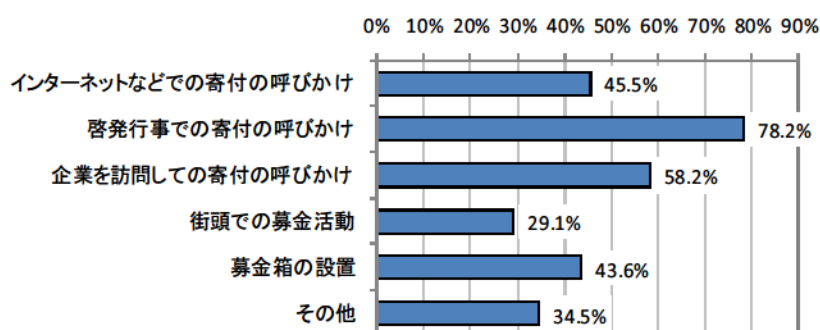
	回答内容
人件費・管理費	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理費関係：事務所借上げ料・人件費 ● 事業費も必ずしも充分と言えない状況にあるが、助成金、委託費、寄附金等で実施中の事業は何とか実施できる状態である。それに対して、管理費に関しては、公益社団法人の場合、会費の半分とか管理費に充当できないため、特に事務局長、事務局員の人件費の捻出に多いに頭を痛めているところである。 ● 各種専門的研修を行っているが、自腹である。家賃やニュースレター発行代、運営費で手いっぱい（余裕があれば、人件費を払いたい）。 ● 事務所および駐車場の賃借料、常勤職員の人件費。 ● 人件費を十分に負担することができず、実際にはアンペイドワークで運営している部分が多い。 ● 収入の大半が民間助成金で年度によって安定したものではないこと。そして管理費（人件費、事務所費）には用いることはできないので、事業をやればやるだけ疲弊していきます。（しかし、やっただけの事業成果は出て、行政への影響も与えています）。しかし、人件費を補助金でまかなってもらおうと、全国ネット加盟の支援センターのいくつかのように何も実質的支援をしない「支援員」、「事務局長」等のために公費が使われ、被害者のためにならないので悩ましいです。あくまで人件費は自助努力すべきでしょう。 ● 職員の様々な負担が多く人件費が十分ではない。 ● 財政状況が苦しいために、常勤職員の人件費は極めて低額を強いられている。 ● 相談事業、広報啓発事業、養成研修事業に要する人件費。 ● 各種補助金は足枷が多く、管理費・人件費への流入ができず、常勤職員の採

	<p>用不可で非常勤の負担が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通信費、事務所経費（本来なら事務所が欲しい）、相談員の交通費。 ● 支援員の代価が払えない。 ● 事務担当の有給職員の人件費が 50%を占めている。早期援助団体の指定や今後公益法人の認定を受けるに当り、ボランティアでなく有給の専従職員が必要と思われ、事務費、人材費がウェイトを占める恐れがある。 ● 人件費、施設整備費、研修参加旅費、支援員実費 ● 施設賃借料。常勤職員（事務局）人件費。
研修費・養成費	<ul style="list-style-type: none"> ● 常勤職員の給与、事務所家賃等の事務所維持費。支援員養成・スキルアップのための研修費。 ● 支援活動員の質の向上を図るため、フォーラム、研修会に参加させているが、それに伴う旅費・交通費等の予算が不足している。 ● 人的資源の養成、支援用車輛等備品の購入、研修経費及び支援用諸経費。 ● ボランティアさんの全国ネットワーク研修費用が負担である。多くの方に連泊で研修を受けて欲しい。 ● 質をキープするための研修事業。 ● 研修等の諸謝金負担。
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談活動日、相談員養成費への支出が主であり、広報活動費が抑止せざるを得ず、センターの認知度が上がらない。 ● 広報啓発に関する経費はある程度制約せざるを得ない。相談活動はボランティアに頼っているが、直接的支援が増加することを想定すると、正規職員の採用が課題になると考えている。
交通費	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援員旅費（活動所費及び研究会旅費）、広報啓発費（広報誌等印刷物の作成費、講演会開催費用）。 ● 人件費、旅費、リース料（支援車両、複写機等）等県外研修、事務局長会議等全国規模の出張が多く、沖縄からは交通費、宿泊料等旅費の負担が地理的にどうしても大きくなる。
収入源減少	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年度は余裕はがないものの運営できると思われるが、会員の減少に加えて日本財団からの助成金も来年度以降打ち切りとなることから、事業の見直しをせまられている。 ● 賛助会員が減少傾向にある。日本財団の助成が 21 年度から切れた（18 年から 3 年間 500 万円の助成があった）。 ● 平成 21 年度で日本財団の助成が終了するため、次年度から事業活動の収入減に伴い、事業費等支出に占める人件費の負担増が懸念される。 ● 相談員への謝金・交通費、広報啓発費、センター事務所の拡充費用、管理人材費。これらを含め、事業費に対する公的助成が約 1,000 万円以上必要です。管理費はなんとか自前でやりますので。 ● 行政からの補助金等が景気後退による税収不足の影響のため及び日本財団からの助成金も 22 年度限りにて、今後は大変苦しい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● カウンセリングに来られる方の経済状態に応じて、料金の減免措置を行ったり、母子自立支援施設への無料カウンセリングを行う等、低所得者層に配慮した費用。

⑤財源確保のために行っていること

財源確保のために行っていることとしては、「啓発行事での寄付の呼びかけ」が 43 団体 (78.2%) と群を抜いて多く、次いで「企業を訪問しての寄付の呼びかけ」が 32 団体 (58.2%)、「インターネット等での寄付の呼びかけ」が 25 団体 (45.5%)、「募金箱の設置」が 24 団体 (43.6%) となっている。その他の回答としては、民間助成団体助成金の申請、地方公共団体への働きかけ、支援団体（協議会）へ出向き説明、委託事業の獲得、前年度会員への呼びかけ、会費・賛助会員費の見直し、ダイレクトメールによる呼びかけ、自動販売機設置、企業とタイアップした活動等が挙げられている。

図表 4-20 財源確保のために行っていること (n=55)



財源確保のために工夫していることとしては、寄付・助成の呼びかけ、募金箱・自販機の設置、会員募集、委託事業の獲得、チャリティイベントの開催等においてさまざまな試みが挙げられた。寄付・助成以外に、委託事業の獲得や収益事業の開発を通じ、収益源を多様化することの必要性がいくつか指摘されている。

図表 4-21 財源確保のために行っていること

	回答内容
寄付・助成の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ● ニュースレターをきめ細かく発行。公開講座でも必要性を訴えることで、寄付を呼び掛けています。 ● 警察職員総互助会からの寄付（平成 21 年度～財源の 23.4%）。市町村を訪問し負担金を依頼（平成 21 年秋より行動開始）。 ● 県・市町村長会等に対する補助金・負担金に対する訪問依頼（首長等に対する直接依頼）。 ● 民間助成団体から、助成金をいただけるような企画作りを工夫している。 ● 企業訪問、フォーラムその他の会合において、財源確保の協力を要請しているか、不況下で賛同者は少ない ● 経済不況の折、企業等の賛助会員の拡大には限界がある。これを補うため、平成 20 年度は、民間助成団体「社会福祉団体」に対する協力要請を粘り強く展開し、一定額の助成金を確保した。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村に対しての補助要請、警察（県）からの委託。 ● 警察職員への協力依頼、今後は市町村への協力依頼 ● 行政市町村からの負担金による支援依頼のため、各市町村回りに力を入れている。 ● 賛助会員・寄付金継続の活動報告を細めにしている（賛助会員日より。ニュースレター等を利用）。 ● ファンドレイジングの研究を推進、地元の有力寄付団体への寄付のお願いほか ● 日本財団の指導で、ファンドレイズ事業にチャレンジしつつありますが、経済不況の他、“犯罪被害者の問題は重い”と言われ、皆さん腰が引けます。 ● ひたすら助成金の申請。インターネット番組の放送による寄付及びリーフレットの作成。
募金箱・自販機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 募金箱を設置してもらっている（各警察署）。 ● 被害者支援自動販売機設置協定の締結。 ● 今後は、募金箱の設置や募金のための街頭活動を進めていきたい。 ● 当センター独自の募金箱を作成中（500個）。これから協力を得られるところに発送。既に各イベント会場に募金箱をおき活動をつづけている。 ● 清涼飲料水メーカーに働きかけ、警察関係施設に設置している自動販売機の売上金から一部寄付を得ている。 ● 募金型自動販売機の設置拡大に努めている ● 「被害者支援ワンコイン募金」（一口100円）を提唱し、県民運動に発展させる。 ● 募金箱の設置、自販機の設置、全国一斉募金活動、振り込み詐欺余剰金の獲得、賛助会員の拡大。 ● 募金箱の設置促進、支援自動販売機（飲料水）の設置促進（県警察学校、県警機動隊、病院、居酒屋、事業所）、賛助会員（団体・法人）の加入促進、特に警察関係の外郭団体に対する働きかけ。
会員募集	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済団体・民間企業に対する要請、賛助会員募集。 ● 乙会員、賛助会員ともに、自発的に会費納入をしてくれる人が少なく、「納入のお願い」の文書を発出している（年3回を限度に機関誌とともに郵送している）。※辞退者（会員等）も若干いる。発出文書が宛先不明で戻ってくる場合がある。 ● 各理事及び各正会員による賛助会員の獲得。専務理事による犯罪被害者支援に係る講和の実施。 ● 県下46カ所の被害者支援連絡協議会に警察本部の幹部と出席し、同所において具体的な支援活動を説明し理解を得たうえで入会若しくは寄付を頂いている。
委託事業の獲得	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成21年度から県委託費が認められる。 ● 全く別の委託（男女共同参画啓発やDV加害者対策等の調査研究等）を受けることでまかなうようにしているが、スタッフは無償で協力してくれている。 ● 県と「犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」を締結し、当センター内に「〇〇県総合相談窓口」を設置。連携、協同して業務運営しており、その業務運営に必要な経費（人件費等）の一部を負担してもらっている。

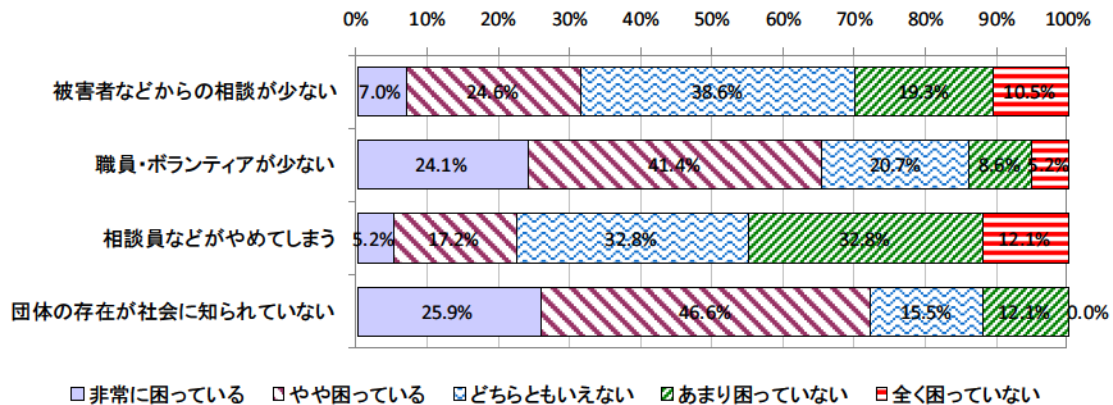
チャリティイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● チャリティバザーの開催による資金確保。 ● チャリティ事業やバザーの実施。 ● 定期コンサートの際の後援（年1回）をし、収入の一部を寄付金としていただいている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ジャスコのイエローレシートキャンペーン（回収したレシート額の1%が還元される）。 ● 収益事業の開発。 ● DV、セクハラ研修の講師や、DV、セクハラ相談員の派遣依頼があれば、どんな遠方であろうと、断らずに出向き、財源の確保と被害者支援への啓発に努力している。しかし、スタッフはオーバーワーク気味であることは否めない。 ● 自助グループでのリサイクル自立支援ショップの運営収入を会計の補てんとしている。

4-1-3 運営上の課題・支援ニーズ

(1) 運営上困っている点

団体を運営していくに際して困っている事項として、「団体の存在が社会に知られていない」に対して「非常に困っている」と「やや困っている」と回答したのは42団体（72.4%）で最も多く、次いで「職員・ボランティアが少ない」が38団体（65.5%）となっている。「被害者等からの相談が少ない」、「相談員などがやめてしまう」との悩みはやや少ない。

図表 4-2 2 運営上困っている点



その他には、下表のような回答が見られている。

図表 4-23 運営上困っている点（自由回答）

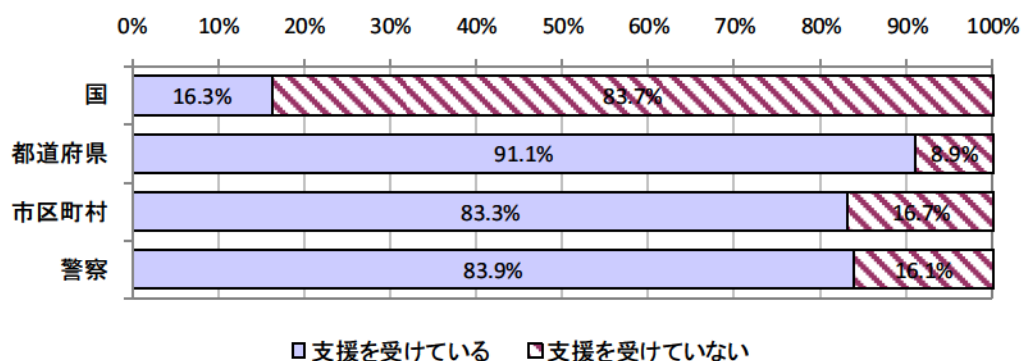
	回答内容
財政基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO 法人のため財政基盤が弱く社会的信用度が低いこと。 ● 財政面が脆弱であるため、職員に十分な給与が支払えていない。そのため、少人数の職員で事務局の運営、支援をこなさなければならず、1人当たりの作業量が膨大で常に過労気味である。 ● 資金がない。加害者の追跡の恐れがあるため、顔も住所も公表できない。そのため、事業ができず、収入が見込めない。 ● 雇用条件をよくして優秀な人材の確保が急務であることから、安定した財政基礎を確立することに努力している。 ● 常勤職員及びボランティア賃金（役務費）体系が不安定である（ニーズの割には、報われない。被害者支援は、ボランティア的要素に頼る時代ではない）。 ● 被害者支援を活発化するには、報酬を支払って支援活動に従事できる職員を多数確保する必要がある。ボランティアでは、活力の限界が大きい。広報、啓発は重要だが、徹底するだけの資力がない。
相談員の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ● 賛助会費の減少、相談員の高齢化。 ● 1 広範な地域での支援活動手段に、財政的な負担が多い。2 ボランティアの構成で、8割が女性でその大半が 50 代後半から 60 代である点 ● ボランティア（相談員・支援員）の平均年齢が比較的高く、活動等が制約されることであり、今後の課題として直接支援が大規模化、長期化した場合の対応能力に不安がある（若い年齢層に収入の無いボランティア活動を期待することが困難である）。 ● 現在 37 名の直接支援員が登録されているが、実際に直接的支援にかかわれる人材が少ない。支援センター以外にも仕事をもっている支援員が多く、支援活動を依頼しても断られることが多々ある。結局のところ、いつでも活動できる支援員（約 4~5 名）にたのむことになり、実践を積んだ支援員が育たず、事務局負担が大きい。
体制の未整備、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間のボランティアで運営しているが、全く財政上の支援がないので、相談員を増やしたりすることができない。 ● 相談員・支援員の継続的な後継者育成～今後の問題としてあげられる。 ● 予算が少なく、スタッフや相談員をこの不況下で続けられない人が昨年 12 月から出てきている。せめて活動が仕事になれば続けられる人は多いとも思っている。 ● 新しいカウンセラーの育成が、十分できていない。現在のスタッフの労働条件の問題が影響している。 ● 要請講座を受講した若手のボランティアは何らかの仕事をしており、支援相談員に育成させることが難しい。
認知度の低さ	<ul style="list-style-type: none"> ● 世間の認知度がまだまだ薄く、区市町村職員の認知度合いも未だ低調である。犯罪被害者等施策全体での支援センターの果たす役割・位置づけも不明確である。

(2) 行政機関からの支援

① 行政機関からの支援の有無

行政機関からの支援（人的・物的支援、財政支援など）を受けているかの状況をたずねたところ、国からの支援を受けている団体は8団体（16.3%）にとどまっている。一方、都道府県からの支援は51団体（91.1%）で、市区町村からの支援は45団体（83.3%）、警察からの支援は47団体（83.9%）で受けられている。

図表 4-24 行政機関からの支援の有無

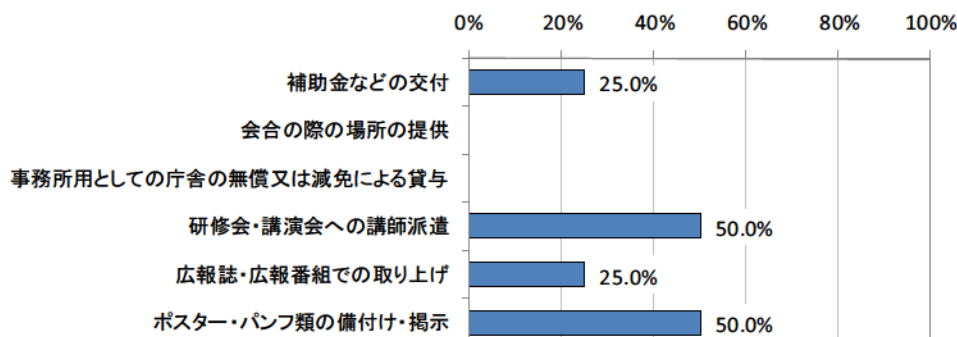


② 行政機関からの支援の内容

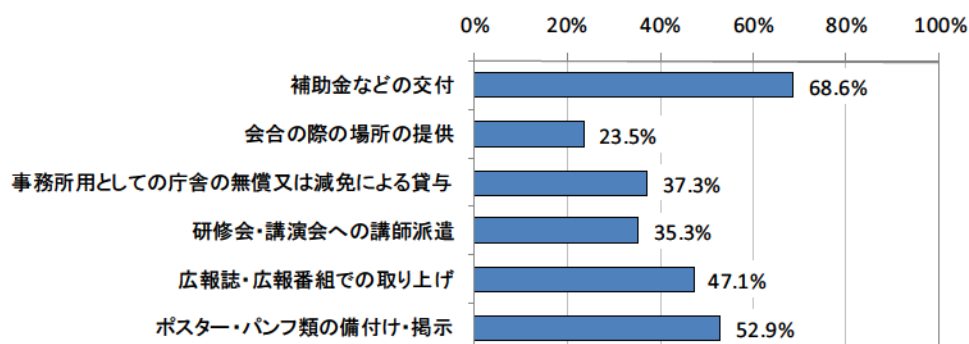
受けている支援の内容は、都道府県及び市区町村からは「補助金などの交付」、「ポスター・パンフ類の備付け・掲示」、「広報誌・広報番組での取り上げ」が多く、警察からは「研修会・講演会への講師派遣」、「ポスター・パンフ類の備付け・掲示」との回答が多い。

図表 4-25 行政機関からの支援の内容

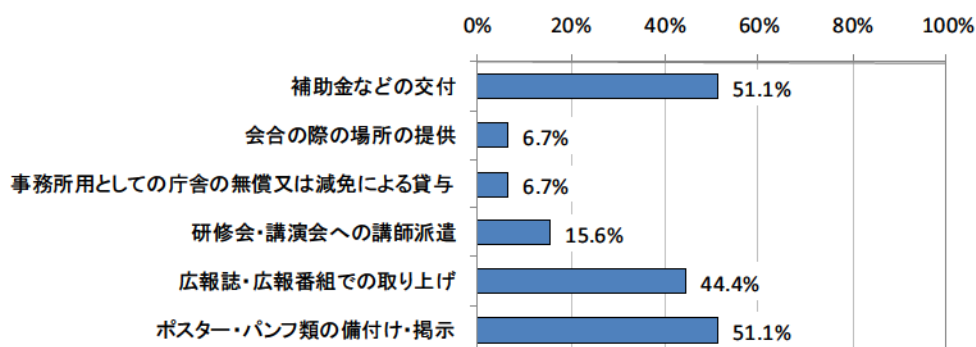
【国 (n=8)】



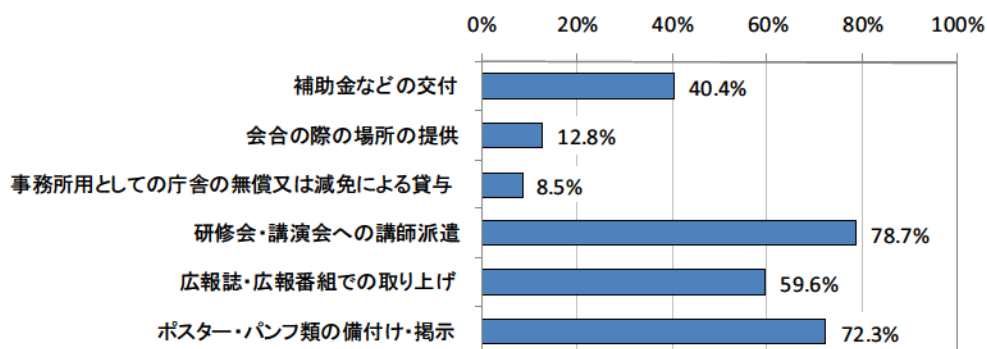
【都道府県 (n=51)】



【市区町村 (n=45)】



【警察 (n=47)】



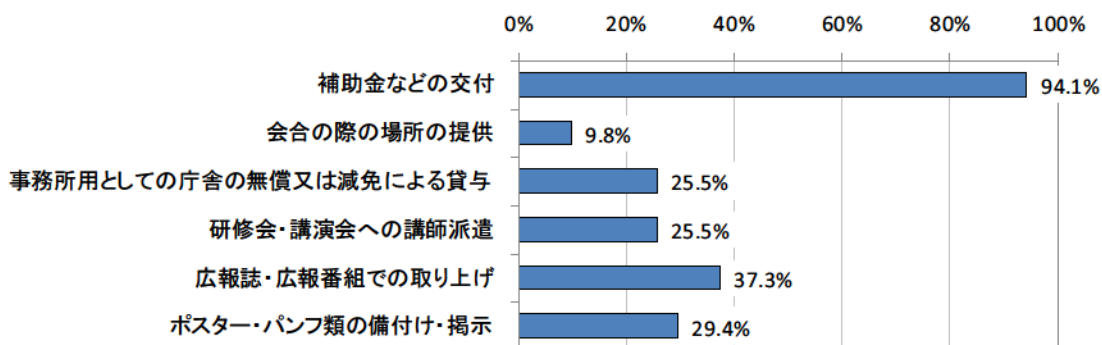
③行政機関に望む支援の内容

どのような支援を望むかについては、国、都道府県、市区町村ともに「補助金などの交付」が最も多く、資金提供に関する支援ニーズが最も高いことがわかる。都道府県、市区町村には次いで「広報誌・広報番組での取り上げ」、「ポスター・パンフ類の備付け・掲示」という広報支援ニーズが続いている。一方、警察に対しては、「研修会・講演会への講師派

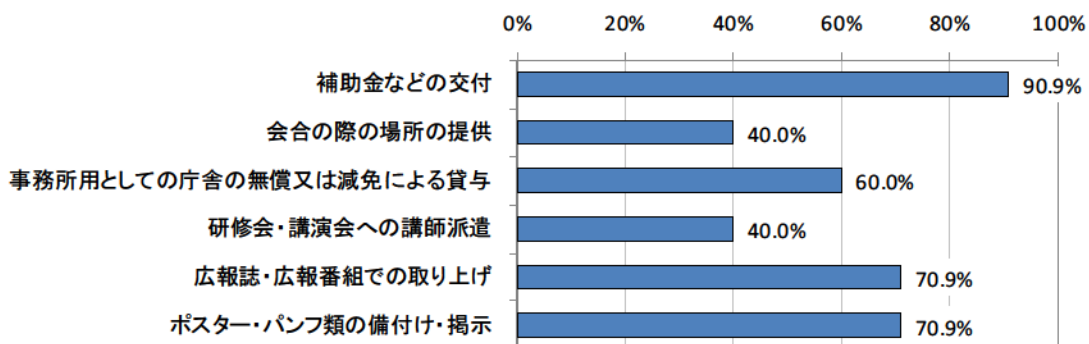
遣」への要請が最も高くなっている。

図表 4-26 行政機関に望む支援の内容

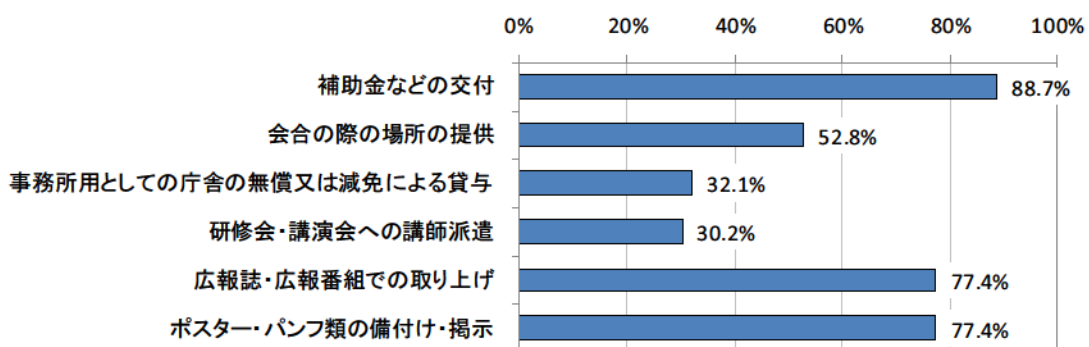
【国 (n=51)】



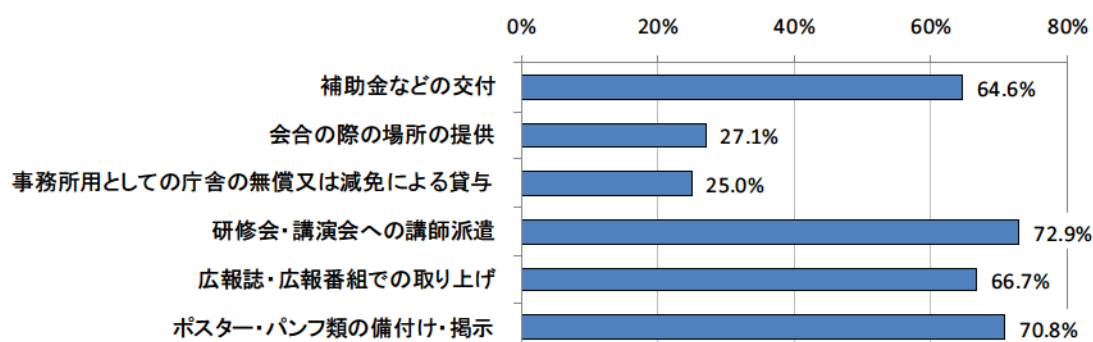
【都道府県 (n=55)】



【市区町村 (n=53)】



【警察 (n=48)】



④その他の意見・要望

その他、自由な意見・要望としては、下記のコメントが寄せられた。

図表 4-27 意見・要望

	回答内容
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は地方交付税の配分について、被害者支援金と明記した上で県に交付して欲しい。国庫補助金も然り。犯罪被害による PTSD 等長期間を要する治療費の減免措置をとって欲しい。時に性被害者が増加傾向にある現在精神的なダメージを受けている女性が多いことに着目して欲しい。 ● 国による被害者支援団体に対する他の交付金等と併合しない財政的支援。 ● アンケートの結果が形として反映されてほしい。財政面等が「苦しい」ことを理解して頂いた上で、なんらかの形で支援センターに援助してもらいたい。 ● 平成 21 年度からは、民間助成団体である「日本財団」の助成を 3 年間受けることになっている。将来的に安定した財政基盤を整備するためには、県・市町村・警察からの公的補助金の交付等、財政面での支援が望まれる。当県は、他府県と比較して極めて低率である（警察庁の資料から）。 ● 活動経費について 補助金・助成金等、官民合わせても安定財源は 25% 強であり、寄付や賛助会員にその多くを依存している現状であり、活動の主体は、経費的負担の少ないボランティアに頼らざるを得ない状況にある。 ● 犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けたことにより、緊急的な直接支援援助が当然増加してくるものと想定している。そうした要請に応ずることは、柔軟に対応できる正規職員を確保することが必須となると考えられているところから、所要の経費を確保しなければならないこととなる。国や地方公共団体には、職員費を含む活動経費の補助助成について強く要望していきたい。 ● 被害者支援、被害者の被害回復を願っての活動を中心に支援を進めたいが、財政的な基盤が弱く、交換シート以外の活動にエネルギーを分散されるのが残念。 ● 全国的な問題であるが、日本財団からの助成金が終了し、それに見合う財源確保が非常に厳しい。何らかの財源措置を国に要望して欲しい。 ● 当センターは本年 7 月早期援助団体指定を受けることができましたので、活

	<p>動を能動的に行うべくはりきっておりました。しかし、栃木県は22年度から財政健全化プログラムを打ち出して、補助金を減らしてきました(55万円)。そうしますと市町村会も連動し減となるため、年間110万の減になります。これから能動的に活動して行こうとする職員一同の士気が下がってします。全国のセンターが財政難で苦しんでいる。職員が多ければ資金集めもしやすいが、人材が少ないセンターは相談業務等で手が回らず状態です。各センターは、各県内の人の支援をしているわけではなく、自分の県内で事件、事故にあった人の被害者支援を行っている中で、海外の方もいます。ということは、グローバルな支援をしているのであり県レベルで補助金を頂くのではなく、明確な形の国公補助金を使わせていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 警察庁予算における民間被害者支援団体に対する業務委託費経費について。早期援助団体の指定を受けている支援団体の活動支援に要する経費として約1,100万円が計上され、各都道府県に予算が組まれていると伺っている。これまで、それぞれのセンターの自助努力もあるかと思料されるが、現状ではなかなか同額程度の配分がなされていないのが実情である。近年、犯罪被害者等基本法や基本計画等法整備もされ、被害者を取り巻く環境も変わってきており、困難な面もあるかと思料されるが、内閣府や警察庁において上記額程度の補助金配分ができるよう配慮願いたい。それぞれの被害者支援団体も事務局の体制が弱く、自助努力にも限界があります。今後、被害者等のニーズに的確に応えるためには、安定した財政基盤の確保が緊急の課題である。民間被害者支援団体への財政的支援が困難であれば、基金設立構想等を積極的に進めていただきたい。 ● 財政事情が極めて厳しく、基金を取り崩して対応しているが、このままだと解散に追い込まれることは必至であることから、早急に内閣府として財政支援の措置が図られることを熱望します。 ● 補助金の減額に年々不安を抱いている。賛助会員の拡大に限界を感じている。上記は全て不安定財源である。国からの安定財源としての地方交付税(いわゆるヒモツキ予算)が必要である。
<p>国や地方自治体の役割／行政との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 司法制度改革等話題性のある社会の動向と相まって犯罪被害者等に対する理解も深まっており、法制度の整備がされつつあるが、公的な財源を投入しての対応は極めて遅れている。無報酬のボランティア活動に依存するのみでは、熱意のあるフットワークの良い若い人達の社会貢献参加の活動に多く期待するのは困難である。少子化、核家族化が進み、マンション等の居住環境等から、困難や危機に直面した際の「駆け込み寺」的な被害者支援のためのセンター施設の充実強化には、国や地方自治体の積極的支援が必要であると考えらる。 ● 問19、20の質問をみて、NPOとして「行政から支援を受ける」というよりも、これまで「行政支援をしてきた」側面が強いと思います。これは、行政・NPOの「協働事業」の成果だと思えます。ゴーマンな支援、押しつけ支援を防ぐためにも被害者の支援者/支援者・行政が対等な立場で知恵を出しあっていく必要を感じます。 ● 国から県・県警へのアプローチをしてほしい。山口県の地方柄、保守的でなかなか下からの要望では県が動いてくれない。そのため、上からの声かけを切に望む。 ● 「犯罪被害者等給付金支給法」に規定する「早期援助団体」の指定を受けるべく諸準備を進めているが、その前提となる「電話相談室・面接室」が未整

	<p>備のまま場所も確保されていない。県・警察等行政機関の積極的な支援が望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体からのセンターへの職員派遣について。財政基盤の脆弱なセンターへの職員派遣を検討出来ないものか。 ● 地方自治体の理解度が低い。基本法、計画書、白書等配布されているはずなのに、担当者止まりになっている様子で動きがない。こちらからアクションすると慌てふためいてかえってこちらに対して迷惑そうにする行政の実態がある。犯罪被害者支援について警察がやるべきことと考えている行政面がある。意識改革が必要である。認識が甘い。
政策のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ● 岡山県では教育委員会が人権教育推進プラン（アクションプラン）に「犯罪被害者の人権」を盛り込んでくれたため、着実に交流体験研修や各講座での講師依頼が来ており、代表、理事の2名が人権講師バンクに登録されています。やはり、基本計画だけでは地方では施策は動かないので、行動計画まで射程に入れた政策提言が必要です。 ● 全国被害者支援ネットワークが早期援助団体をめざす方向性それ自体はよいと思いますが、それだけが全てではないことを早く気づくべきです。税金のムダ使いになっています。実績（特にセンターに繋がっている被害者の実人員）をよくみて検証すべきです。今後の方向性として、地方公共団体の相談員のネットワークをうまく活用した方が安上がりでしかも心のこもった支援ができると信じています。京都や福岡の取組みが好例です。大きなデパートを作っても被害者は近づかないのです。小売店が相互に連携しつつ工夫していくことを財政的に支えるべきだと思います。 ● 民間支援団体としてどのような直接的支援を行うべきか、統一した見解を示すことはできないか。全国の各センターでそれぞれ違い（バラツキ）がある（民事訴訟、親族間に関わる事件の支援等）。全国どこでも等しい直接的支援ができるようにすべきである。このことにより、直接的支援の目標も明確化され、支援体制も確立される。 ● 被害者を出さない社会構造を変えていくこと。日々の生活の中での暴力表現が多すぎる。社会にあふれる暴力についての見直し。 ● 犯罪被害者支援活動を行っていると、実際にその必要性を深く実感する。被害者が社会や人間に対する信頼を再び回復するために努力することが次世代のために必要である。しかし、個人の努力や民間団体としての助けを求めるだけでは、基本的に成り立ちにくい。ハードな部分を国が支援し、ソフトを民間人が運営することこそ望ましい。お役所仕事では、あまりない部分が多すぎる活動である。
法整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 性犯罪特有のダメージが社会的に認知されてない。また、ポルノ AV 等で強姦神話が強化され、性犯罪の温床となっている。性犯罪を助長するような文化を制限し、被害者を身体的・精神的・経済的に支援する法制度の整備が必要だと痛感しています。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府として「犯罪被害者週間」の広報を積極的に取組んでいきたい。（「自殺予防週間」のように）。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定した人件費確保ができないため、人材育成を図ることができない（人材育成には長期かつ継続的な実務経験を必要とするが、不安定な雇用状態では、相談支援従事者が定着しない）。事務所の無償貸与をしてほしい（現在は有償）。

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● このアンケートが有効に活用され、民間支援団体の活動が全国均一にレベルアップできるよう、体制・財政面での支援が図られることを期待しています。 ● 生命のメッセージ展の活動は、被害者の回復過程における、敷居の低い相談窓口機能を果たしていると自他ともに認められていると思います。全国で巡回開催していることから、全国の支援団体、自助団体と有機的なネットワークを構築することができれば、多種多様な被害者の一時的な相談窓口として機能できると自負しています。 ● 常勤職員とボランティアの組合せによる各種支援活動が念願です。 ● 認定を受ければ、支援活力の活性化が低下する。支援活動を活性化すれば、ボランティアから非常勤又は常勤職員による支援活動が収益事業として認定取得の障害となる。今後、直接支援・生活支援を行う場合、相談電話の拡大等従事時間が土日、祝日又は夜間、深夜に及ぶような支援活動はボランティアでは対応できない。1時間に応じて給与として支払われる組織を変えなければ、中長期にわたる支援を行うことはできない。認定を受ければ可能だが、NPOとして寄付や会費、補助金頼みの組織では、税に関する何らかの支援措置がなければ民間支援団体としての活動は限界である。 ● 当ルームは実質的には1995年頃から活動しています。当初は未だ現在のように各都道府県に民間支援団体が散在している程度(3カ所)で確立している状況にはありませんでしたから、必要と思われる援助活動を必要に迫られて実施してきました。それは又、任意団体の良さ(臨機応変)でもあったと考えています。時代の流れと共に、当ルームの活動も見直しながら継続しています。今後とも必要な援助活動を継続していく所存です。 ● 民間のカウンセリングルームでは長期にわたるカウンセリング・支援を行うことができます。公的な支援ではできない領域を担っています。問題なのは、被害者の経済的負担です。軽減できるような制度を作ってください。直接、被害者支援に関わっているスタッフを研修の講師として呼んでいただき、現場の声も活かすようにして下さい。 ● DV被害者支援を行う民間のネットワーク団体です。公的な助成が一次保護の委託料しかないため、全ての団体(64団体)が苦勞しています。DVが犯罪とされていないためか、早期援助団体となることも困難です。2001年以降で4つの団体がシェルターを閉じてしまいました。運営費(家賃、人件費等)の助成が必要であると痛感しています。また、同行支援も一次保護に次いで大きな仕事ですが、加害者の追跡も厳しく、危険性が高いため、プライバシー保護が徹底できる人材育成も急がれますが、人材を育成する資金もありません。DV、性暴力被害者で、被害届を出さなくても支援できる、きめ細かで手厚い体制強化に民間の正しい活用(スタッフに給与を支払えるような活用)を国に望みます。
------------	---